

南アフリカ

商標法

2008 年企業法 No. 71 により改正された 1993 年法律 No. 194

2011 年 5 月 1 日施行

目次

第 I 部 序

第 1 条 本法の部区分

第 2 条 定義

第 3 条 廃止法に基づいて登録された商標への本法の適用

第 4 条 本法は国を拘束する

第 II 部 管理

第 5 条 商標庁の継続(廃止)

第 6 条 商標登録官

第 7 条 商標庁の印章

第 8 条 権限のない者は商標事項について行動することができない

第 III 部 登録できる商標

第 9 条 登録できる商標

第 10 条 登録できない商標

第 11 条 登録は特定の商品又はサービスについてされる

第 12 条 人の名称又は表示

第 13 条 指定に含まれる一定の商品及びサービスについてのみ標章を使用する場合の登録(廃止)

第 14 条 誠実な同時使用

第 15 条 権利の部分放棄に従う登録

第 IV 部 登録出願

第 16 条 登録出願

第 17 条 受理された出願の公告

第 18 条 商標の一部の登録

第 19 条 設立される法人による商標の使用予定

第 20 条 完了しない出願

第 V 部 異議申立

第 21 条 登録に対する異議申立

第 VI 部 商標の登録簿

第 22 条 登録簿

- 第 23 条 登録簿の更正
- 第 24 条 登録簿の記入を更正する一般的権限
- 第 25 条 登録商標の変更
- 第 26 条 条件違反により登録を抹消又は変更する権限
- 第 27 条 不使用を理由とする登録簿からの抹消
- 第 28 条 抹消の日付及び部分的抹消

第 VII 部 登録及びその効果

- 第 29 条 登録
- 第 30 条 一定の商標は全体としてのみ譲渡及び移転できるように連合される
- 第 31 条 ある連合商標又は実質的に同一の商標の使用と同等な他の商標の使用
- 第 32 条 商標の特定の色彩への限定

第 VIII 部 侵害

- 第 33 条 侵害訴訟の停止条件としての登録
- 第 34 条 登録商標の侵害
- 第 35 条 パリ条約に基づく周知標章の保護
- 第 36 条 既得権の除外

第 IX 部 登録の存続期間及び更新

- 第 37 条 登録の存続期間及び更新

第 X 部 許可を受けた使用及び登録使用者

- 第 38 条 許可を受けた使用及び登録使用者

第 XI 部 譲渡及び抵当権設定

- 第 39 条 譲渡及び移転に係る権限及び制限
- 第 40 条 譲渡及び移転の登録
- 第 41 条 抵当権設定及び差押

第 XII 部 証明商標及び団体商標

- 第 42 条 証明商標
- 第 43 条 団体商標

第 XIII 部 登録官の権限及び義務

- 第 44 条 手続地
- 第 45 条 登録官の一般的権限
- 第 46 条 書類の補正を認める登録官の権限
- 第 47 条 裁量権を行使する際に出願人に聴聞を受ける機会を与える登録官の義務
- 第 48 条 登録官が裁定する費用の賦課
- 第 48A 条 条約国及び国際機関の記部の一覧

第 XIV 部 証拠

第 49 条 登録簿は一応の証拠となる

第 50 条 登録官の証明書は一応の証拠となる

第 51 条 登録は有効性の一応の証拠となる

第 52 条 有効性の証明

第 XV 部 裁判所への上訴及び裁判所の権限

第 53 条 裁判所への付託及び上訴

第 54 条 登録証明書の提出を命じる権限

第 55 条 裁判所への申請についての登録官への通知

第 56 条 登録簿の更正に係る手続への登録官の出頭

第 57 条 登録官の決定を審査する裁判所の権限

第 58 条 上訴における裁判所の裁量権

第 59 条 裁判所又は登録官に申請する選択権を有する場合の手順

第 XVI 部 違法行為

第 60 条 登録簿に関する詐欺に対する罰則

第 61 条 登録官その他の職員を欺き又はこれらに影響を及ぼす目的で虚偽の陳述を行うことに対する罰則

第 62 条 商標を登録されたものとする虚偽の表示に対する罰則

第 XVII 部 国際取決

第 63 条 国際取決

第 XVIII 部 雑則

第 64 条 輸出貿易のための商標の使用

第 65 条 行為の実行前又は書類の交付前の所定手数料の納付

第 66 条 送達宛先

第 67 条 期間の計算

第 68 条 行為無能力者

第 69 条 手数料, 規則, 様式及び商品の分類

第 70 条 経過規定

第 71 条 法律の廃止

第 72 条 略称及び施行

第 I 部 序

第 1 条 本法の部区分

本法は、次の事項にそれぞれ関係する 18 の部に区分する。

第 I 部 序(第 1 条から第 4 条まで)

第 II 部 管理(第 5 条から第 8 条まで)

第 III 部 登録できる商標(第 9 条から第 15 条まで)

第 IV 部 登録出願(第 16 条から第 20 条まで)

第 V 部 異議申立(第 21 条)

第 VI 部 商標の登録簿(第 22 条から第 28 条まで)

第 VII 部 登録及びその効果(第 29 条から第 32 条まで)

第 VIII 部 侵害(第 33 条から第 36 条まで)

第 IX 部 登録の存続期間及び更新(第 37 条)

第 X 部 許可を受けた使用及び登録使用者(第 38 条)

第 XI 部 譲渡及び抵当権設定(第 39 条から第 41 条まで)

第 XII 部 証明商標及び団体商標(第 42 条から第 43 条まで)

第 XIII 部 登録官の権限及び義務(第 44 条から第 48A 条まで)

第 XIV 部 証拠(第 49 条から第 52 条まで)

第 XV 部 裁判所への上訴及び裁判所の権限(第 53 条から第 59 条まで)

第 XVI 部 違法行為(第 60 条から第 62 条まで)

第 XVII 部 国際取決(第 63 条)

第 XVIII 部 雑則(第 64 条から第 72 条まで)

第 2 条 定義

(1) 本法において、文脈上他を意味しない限り、

「代理人」とは、第 8 条(2)にいう登録簿に名称が記入されている者又は特許代理人若しくは事務弁護士(以下「弁護士」という)をいう。

「譲渡」とは、関係当事者の行為による譲渡をいい、「譲渡する」又は「譲渡できる」は相応する意味を有する。

「証明商標」とは、第 42 条に基づいて登録されているか又は登録されているとみなされる標章をいう。

「団体商標」とは、第 43 条に基づいて登録されている標章をいう。

「委員会」とは、2008 年企業法第 185 条により設立された企業知的所有権委員会をいう。

[委員会の定義は、2008 年法律 No. 71 第 224 条により挿入]

「条約国」とは、本法の適用上、ある国又は国家群が条約国である旨を宣言する第 63 条に基づく布告が有効に適用される国又は国家群をいう。

「裁判所」とは、南アフリカ最高裁判所トランスバール地方支部をいう。ただし、登録簿の削除、修正若しくは変更又はその他登録簿の記入に影響を及ぼす救済に係る請求又は反対請求であって訴訟手続に関して管轄する南アフリカ最高裁判所の他の部において提起された訴訟手続から生じるもの又は当該訴訟手続の一部を構成するものに関しては、当該請求又は反対請求に関して当該の部を含む。

「担保証書」とは、登録商標所有者により署名された登録商標を担保に入れる文書をいう。
「図案」とは、印刷、浮き出し又はその他の手段によるか否かに拘りなく、外観上複製することができる視覚的表示又は図解をいう。

「制限」とは、商標の登録により付与される商標の排他的使用の権利のすべての制限をいい、共和国の何れかの場所における使用の方法、販売その他取引される商品に関する使用若しくは提供されるサービス又は共和国から輸出される商品に関する使用についての当該権利の制限を含む。

「標章」とは、図により表示することができるすべての標識をいい、図案、名称、署名、語、文字、数字、形状、外形、模様、装飾、色彩、商品の容器又はこれらの組合せを含む。

「大臣」とは、通商産業大臣をいう。

「パリ条約」とは、共和国が加入し随時改正又は修正された 1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

「特許代理人」とは、1978 年特許法(1978 年法律 No. 57)に基づいて特許代理人として登録されているか又は登録されているとみなされる特許代理人をいう。

「所定の」とは、規則により定められていることをいう。

「登録簿」とは、第 22 条に基づき商標庁に備える商標登録簿をいう。

「登録商標」とは、本法に基づき登録されているか又は登録されているとみなされる商標をいう。

「登録使用者」とは、第 38 条に基づいて現に登録されている者をいう。

「登録官」とは、2008 年企業法第 189 条に基づき任命された委員会の長をいう。

[登録官の定義は、2008 年法律 No. 71 第 224 条により差替]

「規則」とは、本法に基づいて設けられる規則をいう。

「廃止法」とは、1963 年商標法(1963 年法律 No. 62)をいう。

「サービス」には、小売業又は卸売業における商品の販売の申出又は販売が含まれる。

「本法」には、規則が含まれる。

証明商標又は団体商標以外の「商標」とは、ある者が、標章を使用し若しくは使用しようとする商品又はサービスを他人との取引の過程で関連する同種の商品又はサービスから識別する目的で、当該商品又はサービスに使用し又は使用しようとする標章をいう。

「商標庁」とは、委員会の庁をいう。

[商標庁の定義は、2008 年法律 No. 71 第 224 条により差替]

「移転」(transmission)とは、譲渡ではなく法の適用による移転(transfer)をいい、「移転させる」及び「移転させることができる」は、相応する意味を有する。

(2) 本法において標章の使用というときは、次をいうものと解する。

(a) 標章の視覚的表示の使用

(b) 容器の場合、当該容器の使用

(c) 音声で再生できる標章の場合、標章の音声による再生の使用

(3) (a) 本法において商品との関係で標章の使用というときは、当該商品に係る標章の使用又は商品との物理的その他の関係における標章の使用をいうものと解する。

(b) 本法においてサービスに係る標章の使用というときは、サービスの提供に係る標章の使用をいうものと解する。

(4) 登録商標の使用又は使用予定には、本法の適用上であるかコモンローに基づくかに拘り

なく、第 38 条の規定に基づく商標の使用又は使用予定が含まれる。

第 3 条 廃止法に基づいて登録された商標への本法の適用

(1) 第 70 条の規定に従うことを条件として、本法は、廃止法に基づいて備える登録簿の A 部又は B 部の何れにおいてであるかに拘りなく、廃止法に基づいて登録されているか又は登録されているとみなされるすべての商標に適用される。

(2) 廃止法に基づいて開始されたすべての出願及び手続は、当該法が廃止されていないものとして、当該法の規定に基づいて処理するものとする。

第 4 条 本法は国を拘束する

本法は、国を拘束する。

第 II 部 管理

第 5 条 商標庁の継続

[第 5 条は、2008 年法律 No. 71 第 224 条により廃止]

第 6 条 商標登録官

(1) 委員会は、

(a) その権限を行使することができ、本法により登録官に与えられた又は課せられた職務を遂行しなければならない、且つ

(b) 商標庁を管理する責任を負う。

[(1)は、2008 年法律 No. 71 により差替]

(2) [(2)は、2008 年法律 No. 71 第 224 条により廃止]

(3) 大臣は、必要と認めるときは、1989 年裁判官報酬雇用条件法(1989 年法律 No. 88)第 1 条(1)に定義する裁判官若しくは同法第 3 条に基づいて現役から免じられた裁判官又は南アフリカ最高裁判所の法廷弁護士若しくは弁護士を任命し、本法に基づいて登録官に付与された権限を行使させ又は登録官に課された責務を遂行させることができ、かつ、本法の適用上、当該権限の行使又は当該責務の遂行は、登録官により行われたものとみなす。

(4) [(4)は、2008 年法律 No. 71 第 224 条により廃止]

第 7 条 商標庁の印章

商標庁の印章を設けるものとし、かつ、その印影は裁判所により認められる。

第 8 条 権限のない者は商標事項について行動することができない

(1) 登録官は、代理人がその委任者の代理として本法に基づく登録又はこれに関係する手続に関連する行為を行うことを認めるものとし、かつ、代理人以外の者がそのように行動することを認めてはならない。

(2) 廃止法第 8 条(2)にいう登録簿に名称及び宛先が記入されていたすべての者の正式名称及び宛先を記入する登録簿を商標庁に備える。

第 III 部 登録できる商標

第 9 条 登録できる商標

(1) 商標は、登録できるためには、商標を登録し又は登録しようとするある者の商品又はサービスと他人の商品又はサービスを、一般的に識別でき又は制限付きで商標を登録し若しくは登録しようとする場合は当該制限内での使用について識別できなければならない。

(2) 商標は、登録出願の日に、本質的に識別できるか又はその先使用のために識別できる場合は、(1)の意味において識別できるとみなされる。

第 10 条 登録できない商標

次の標章は、商標として登録されてはならず、登録された場合は、第 3 条及び第 70 条の規定に従うことを条件として、登録簿から抹消されなければならない。

(1) 商標とはならない標章

(2) 次の何れかの標章

(a) 第 9 条の意味において識別できないもの、又は

(b) 取引において当該商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価額、原産地その他の特徴又は当該商品の生産若しくはサービスの提供の方法若しくは時期を示すのに用いる標識又は表示から専ら成るもの、又は

(c) 日常語又は善意のかつ確立された商慣行において常用されるようになっている標識又は表示から専ら成るもの

(3) 登録出願人が所有権について善意の請求権を有さない標章

(4) 登録出願人が、自己自身で又は第 38 条により標章の使用を認められている若しくは認められるべき者を介して、商標として使用する誠実な意図を有さない標章

(5) 商品の形状、外形、色彩又は模様から専ら成る標章であって、当該形状、外形、色彩又は模様が特定の技術的結果を得るために必要であるか又は当該商品自体の性質に起因するもの

[(5) は、1997 年法律 No. 38 第 59 条(a)により差替]

(6) 第 36 条(2)の規定に従うことを条件として、その登録出願日に又は該当する場合はその登録出願について主張された優先権日に、本法第 35 条(1)の意味における周知商標としてパリ条約に基づく保護を受けられる商標の複製、模倣又は翻訳を構成し又は基本的部分がこれらを構成する標章であって、その周知商標の対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて使用され、かつ、その使用が欺瞞又は混同を生じる恐れがある場合のもの

[(6) は、1997 年法律 No. 38 第 59 条(b)により差替]

(7) 悪意で登録出願された標章

(8) (a) 共和国又は場合に依じて条約国の権限ある当局の許可なしに、共和国若しくは当該条約国の国旗又は紋部学上の観点から模倣したものから成り、又はこれを包含する標章。ただし、当該許可がなくても意図された方法での国旗の使用が許されると登録官が考える場合はこの限りでない。

(b) 共和国又は場合に依じて条約国の権限ある当局の許可なしに共和国若しくは当該条約国の紋部その他の国部又は紋部学上の観点から模倣したものから成り、又はこれを包含する標

章

(c) 共和国又は場合に応じて条約国の権限ある当局の許可なしに、共和国又は当該条約国により採用された公の記号若しくは印章若しくは紋部学上の観点から模倣したものから成り、又はこれらを包含する標章であって、それが監督及び証明を表示する商品又はサービスと同一又は類似の種類の商品又はサービスについて監督及び証明を表示するもの

(d) 関係機関の許可なしに、1以上の条約国が加盟国である国際機関の旗部、紋部その他の記部若しくは紋部学上の観点から模倣したもの若しくは名称若しくは略称から成り、又はこれらを包含する標章。ただし、旗部、紋部、その他の記部若しくは模倣したもの若しくは名称若しくは略称の意図された方法での使用が、当該機関と当該標章との間に関係があると公衆に示唆するようなものでなく、又は当該機関と当該標章の所有者との間に関係があると公衆を誤解させる虞はないと登録官が考える場合はこの限りでない。

ただし、

(i) (b), (c)及び(d)は、次の場合にのみ、条約国の国部及び公の記号又は印章並びに国際機関の記部、名称又は名称の略称に適用される。

(aa) 条約国又は場合に応じて国際機関が、パリ条約第6条の3に基づき、場合に応じて当該記部、公の記号若しくは印章、名称又は略称を保護することを希望する旨共和国に通知した場合

(bb) この通知が引き続き有効である場合

(cc) 共和国がパリ条約第6条の3に基づいてこの通知に異議を唱えなかった場合又は当該異議が取り下げられた場合

(ii) (b), (c)又は(d)は、(i) (aa)にいう通知の受領から2月を超える時に行われる登録出願についてのみ適用される。

(iii) (b)又は(c)は、何れかの国の市民であって当該国の国部又は公の記号若しくは印章を使用することを許可されたものによる商標登録を、このような標章が他の国のそのようなものに類似している場合であっても、妨げるものではない。

[(8) は、1997年法律No. 38第59条(c)により差替]

(9) 国の支援を受けていることを表示する語、文字又は図案を含む標章

(10) 規則において本条の適用上禁止された標章と定められている標章を含む標章

(11) 商品の容器、又は商品の形状、輪郭、色彩若しくは模様を包含する標章であって、登録することが何れかの技術又は産業の発展を阻害する虞があり又はその虞が出てきたもの

(12) 本質的に欺瞞的である標章又はその使用が欺瞞若しくは混同を引き起こす虞があり、法律に反し、善良の道徳に反し若しくは何れかの階層の者を怒らせる虞がある標章

(13) 使われた方法の結果として、欺瞞又は混同を引き起こす虞がある標章

(14) 第14条の規定に従うことを条件として、他の所有者に属する登録商標と同一の標章、又は当該登録商標と極めて類似しているために標章の登録を求めている商品若しくはサービスであって当該商標が登録されている商品若しくはサービスと同じであり若しくは類似しているものについての使用が、欺瞞又は混同を引き起こす虞がある標章。ただし、当該商標の所有者が当該標章の登録に同意する場合はこの限りでない。

(15) 第14条及び(16)の規定に従うことを条件として、他人による先の出願の主題である標章と同一の標章、又は当該標章と極めて類似しているために標章の登録を求めている商品若しくはサービスであって当該先の出願が行われた商品若しくはサービスと同じ若しくは類似

しているものについての使用が、欺瞞若しくは混同を引き起こす虞がある標章。ただし、当該先の出願を行った者が当該標章の登録に同意する場合はこの限りでない。

(16) (15)にいう先の出願の主題である標章。ただし、このことは、当該標章の登録が(15)にいう後の登録出願を行う者の既存の権利に反する場合に限られる。

(17) 登録を求めている標章の使用が登録商標の顕著な特徴又は評判を不当に利用し又は害する虞がある場合、欺瞞又は混同がないとしても、既に登録されかつ共和国において周知の商標と同一の又は類似の標章。ただし、当該登録商標の所有者が当該標章の登録に同意する場合はこの限りでない。

[(17) は、1997 年法律 No. 38 第 59 条 (d) により差替]

ただし、標章は、(2) の規定に基づいて登録を拒絶してはならず、また、登録されている場合、登録出願の日又は場合に応じて登録抹消請求の日当該標章の使用の結果として第 9 条の意味において実際に識別できるようになったときは、当該規定に基づいて登録簿から抹消されることはない。

第 11 条 登録は特定の商品又はサービスについてされる

(1) 商標は、所定の分類に基づいて特定の類に分類される商品又はサービスについて登録される。ただし、商標の登録から生じる権利は、当該商標の登録の日適用される所定の分類に基づいて決定されるものとする。

(2) 商標が本法の施行の前又は後に(1)にいうように登録され、かつ、当該登録の存続期間中にその商標の登録に係る所定の分類が改訂され又は新しい分類により取り替えられる場合は、商標の所有者は、改訂された分類又は新しい分類に従って、いつでも、商標が登録されている類の改訂を所定の方法により申請することができる。

[(2) は、1997 年法律 No. 38 第 60 条により差替]

(3) (2) にいう改訂された分類又は新しい分類の結果、以前の登録では別個の分類に登録されていた、同一の所有者の所有に係る 2 以上の同一の商標が、単一の分類に属することとなる場合、当該商標は、同一の登録日を有するときは、改訂された分類又は新しい分類において 1 つの登録として統合される。また、改訂された分類又は新しい分類の結果、商標を 2 以上の類に登録することが必要になる場合は、当該商標は、当該類にそれぞれ別個に登録されたものとみなされ、かつ、各類における更新の目的では、別個の商標として取り扱われる。

第 12 条 人の名称又は表示

人の名称又は表示から成る又はこれらを含む商標の登録出願が行われる場合は、登録官は、出願人に対し、商標に名称又は表示を出すことについて当該人又は当該人が死亡しているときはその法定代理人の同意書を提出するよう要求することができる。

第 13 条 指定に含まれる一定の商品及びサービスについてのみ標章を使用する場合の登録

[第 13 条は、1997 年法律 No. 38 第 61 条により廃止]

第 14 条 誠実な同時使用

(1) 誠実な同時使用の場合、又はそうすることを相応とするその他の特別の状況がある場合は、登録官は、所定の方法による出願に基づき、適切と認める条件及び制限があればそれを

付して、本来なら第10条(6)、(14)、(15)又は(17)の規定の違反となるであろう商標を登録することができる。

(2) 第10条(6)、(14)、(15)又は(17)の規定に違反するとの理由で登録簿からの抹消を求められる商標の場合において、裁判所又は場合に依り登録官は、誠実な同時使用の場合、又はそうすることを相応とするその他の特別の状況がある場合は、当該商標を登録簿から抹消することを拒絶することができる。

第15条 権利の部分放棄に従う登録

登録が第9条の意味で識別することができない事項を含む場合は、登録官又は裁判所は、商標を登録簿に記入すべきか否か又は残しておくべきか否かを決定するに当たり、商標を登録簿に記入するか又は残しておく条件として、次の何れかを要求することができる。

(a) 所有者が排他的使用の権利を有しないと登録官又は裁判所が判断する事項の全部又は一部についての排他的使用の権利を所有者が放棄すること、又は

(b) 登録官又は裁判所が登録に基づく所有者の権利を定める目的で必要と考えるその他の権利の部分放棄又は覚書を所有者が行うこと

ただし、登録簿での権利の部分放棄又は覚書は、権利の部分放棄の対象である商標の登録から生じる権利以外の商標所有者の権利に影響を及ぼさない。

第 IV 部 登録出願

第 16 条 登録出願

- (1) 商標の登録出願は、所定の方法により登録官に対して行う。
- (2) 登録官は、本法の規定に従うことを条件として、次を行う。
 - (a) 出願を受理すること
 - (b) 自己が適切と認める補正，変更，条件又は制限に従うことを条件として，出願を受理すること
 - (c) 暫定的に出願を拒絶すること，又は
 - (d) 出願を拒絶すること
- (3) 登録官は，登録出願人に対し，出願日から適正な期間内に，(2)に基づく自己の決定を書面により通知する。
- (4) 登録官は，(2) (b)に基づく受理又は(2) (d)に基づく拒絶の場合，所定の方法による出願人の申請に基づき，自己の決定に係る理由を書面により陳述するものとする。
- (5) 登録官又は場合に応じ裁判所は，出願受理の前後を問わず，いつでも，出願における又は出願に関連する誤りを訂正することができ，又は登録官若しくは場合に応じて裁判官が適切と考える条件の下に出願人が出願を補正することを認めることができる。

第 17 条 受理された出願の公告

商標の登録出願が受理された場合は，出願人は，受理の後できる限り速やかに，受理された出願を所定の方法により公告させなければならない。

第 18 条 商標の一部の登録

- (1) 商標の所有者は，商標の一部を分離して排他的に使用する権利を有することを主張する場合は，全部及び当該部分を別個の商標として登録出願することができる。
- (2) 当該別個の商標は，それぞれ，本法に基づく商標登録に係るすべての要件を遵守しなければならないが，かつ，すべての目的で登録商標である。

第 19 条 設立される法人による商標の使用予定

- (1) 法人が設立されようとしており，かつ，出願人が商品又はサービスに関して法人による使用のために当該法人に商標を譲渡しようとしていると登録官が納得する場合は，出願人が商標を使用しない又は使用の予定がないとの理由のみによって当該商品又はサービスについての商標登録に係る出願を拒絶してはならず，また，その受理を差し控えてもならない。ただし，商標は，登録官が商標の登録と同時に第 40 条に基づく譲渡を登録できるときにのみ，登録されるものとする。
- (2) 第 27 条(1) (a)の適用上，同号にいう意図は，本条(1)に基づいて登録される商標については，当該商標は当該法人により使用されるべきであるとの出願人の意図であるものとする。

第 20 条 完了しない出願

- (1) 出願受理後，出願人の懈怠により，受理の日から 6 月内に商標登録が完了しない場合は，登録官は非完了について出願人に通知するものとし，かつ，通知から 2 月又は登録官が認め

ることがあるこれより長い期間が経過した時点で登録が完了しない場合は、出願は、放棄されたものとみなす。

(2) 出願が拒絶され又は条件付きで受理される場合であって、出願に対する登録官の拒絶理由又は受理に係る条件を通知された出願人が当該通知の日から3月又は登録官が認めることがあるこれより長い期間以内に本法に基づいて有効な措置をとらない場合は、出願は、放棄されたものとみなす。

第 V 部 異議申立

第 21 条 登録に対する異議申立

何れの利害関係人も, 第 17 条に基づく出願の公告日から 3 月以内に又は登録官が認めることがあるこれより長い期間内に, 所定の方法により当該出願に異議を申し立てることができる。

第 VI 部 商標の登録簿

第 22 条 登録簿

- (1) 商標庁に登録官が定める様式による商標の登録簿を備え、これに所定の明細事項を記入する。
- (2) 廃止法に基づいて備えられた登録簿であって本法の施行時に存続しているものは、本法に基づいて備えられた登録簿に統合され、その一部となる。
- (3) 登録簿は、本法に基づいて登録され又は登録されるとみなされるすべての商標を含む。
- (4) 登録簿は、庁の就業時間中いつでも便宜の時に、公衆の閲覧に供される。
- (5) 登録簿の記入の認証謄本は、所定の方法により当該謄本を申請する者に交付される。

第 23 条 登録簿の更正

- (1) 登録官は、商標庁の職員によりなされた登録簿中の誤りを訂正することができる。
- (2) 登録官は、商標の登録所有者が所定の方法により行う請求に基づき、次により登録簿を修正又は変更することができる。
 - (a) 商標の登録所有者の名称若しくは宛先の誤り又は商標に関する登録簿中の誤りを訂正すること
 - (b) 自己の名称、宛先又は送達宛先を変更した登録所有者の名称、宛先又は送達宛先を変更すること
 - (c) 商標の登録を取り消すこと
 - (d) 商標が登録されている商品若しくはサービス又は商品若しくはサービスの類から何れかの商品若しくはサービス又は商品若しくはサービスの類を削除すること
 - (e) 商標の登録により付与された権利を拡張しないような方法で商標について権利の部分放棄又は覚書を記入すること
- (3) 登録官は、商標の登録所有者又は登録使用者が所定の方法により行う請求に基づき、登録使用者の名称又は宛先の変更を登録簿に記入することができる。

第 24 条 登録簿の記入を更正する一般的権限

- (1) 登録簿への不記入若しくは脱漏、登録簿に誤ってなされたか若しくは誤って残存する記入、又は登録簿の記入の誤り若しくは瑕疵がある場合は、何れの利害関係人も、その者の選択によりかつ第 59 条の規定に従うことを条件として、裁判所又は登録官に対し、所定の方法によりその救済を求めることができ、それに基づき裁判所又は場合に依り登録官は、適切と認める登録簿への記入、抹消又は変更を命じることができる。
- (2) 裁判所又は場合に依り登録官は、本条に基づく手続において、登録簿の更正に関連して決定することが必要又は便宜な問題に決定を下すことができる。
- (3) 登録官は、商標の登録、譲渡若しくは移転に関する記入が悪意若しくは不実表示により行われたこと、又は当該記入が登録簿に誤って行われたか若しくは誤って存続することを納得する場合は、本条の規定に基づいて裁判所に提訴する権限をも有する。

第 25 条 登録商標の変更

- (1) 商標の登録所有者は、商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない方法により商標に付加

し又はこれを変更する許可を所定の方法により登録官に申請することができ、登録官は、許可を拒絶し又は適切と考える条件及び制限の下で許可を付与することができる。

(2) (a) 登録官は、申請に係る許可を所定の方法により公告するよう申請人に要求する。

(b) 何れの利害関係人も、公告の日から3月又は登録官が認めることがあるこれより長い期間以内に、申請の許可に対して所定の方法により異議を申し立てることができる。

第26条 条件違反により登録を抹消又は変更する権限

(1) 登録商標の所有者又は第38条に基づいて登録商標の使用を認められた者が商標の登録に関して登録簿に記入された条件を遵守しない場合は、何れの利害関係人も、登録商標の登録簿からの抹消又は変更を申請することができる。

(2) 当該申請は、裁判所又は登録官に対して行うことができる。

(3) 登録官は、当該申請を裁判所に対して行う権限を有する。

(4) 登録官又は裁判所は、適切と考える商標の登録の抹消又は変更を命じることができる。

第27条 不使用を理由とする登録簿からの抹消

(1) 第70条(2)の規定に従うことを条件として、登録商標は、次の何れかの理由がある場合は、何れかの利害関係人による裁判所に対する申請に基づいて、又は申請人の選択により、かつ、第59条の規定に従うことを条件として、所定の方法による登録官に対する申請に基づいて、当該商標が登録されている商品又はサービスの何れかについて、登録簿から抹消することができる。

(a) 登録出願人の側において自己自身又は第38条にいう商標の使用を認められる者が当該商品又はサービスについて商標を使用する旨の善意の意図が示されることなく商標が登録されたこと、及び商標の所有者又は現に使用を認められる者が当該申請の日の3月前までに実際に当該商品又はサービスについて当該商標の善意の使用を行っていないこと

(b) 当該申請の3月前までに、登録証の交付日から5年以上の継続した期間が経過しており、その間商標が登録されており、かつ、商標の所有者又は当該期間中第38条にいう商標の使用を認められている者が当該商品又はサービスについて当該商標の善意の使用をしていないこと、又は

(c) 裁判所又は場合に応じて登録官が発する日付の通知に従うことを条件として、かつ、規則の規定に従うことを条件として、商標が法人の名義で又は自然人の名義で登録されている場合において、当該申請より2年以上前に当該法人が解散され又は当該自然人が死亡したこと及び第40条に基づく当該商標の譲渡に係る登録申請が行われていないこと

[(1) は、1997年法律No.38第62条(a)により改正]

(2) 登録官又は裁判所は、登録所有者の権利承継人が何れかの商品又はサービスについて当該商標を使用し又は使用する予定であることが証明される場合において、当該商品又はサービスについて(1)(c)に基づいて行われる申請を拒絶することができる。

(3) (1)(a)又は(b)に基づく申請の場合において、当該商標が適切に使用された旨が主張されるときは、その立証責任は当該商標の所有者が負うものとする。

(4) (1)(b)の適用上、申請人は、取引上の特別な状況によるものであり、かつ、当該申請が関係する商品又はサービスについて当該商標を使用しない又は放棄する意図によらないことが証明される商標の不使用に依拠することはできない。

(5) (1) (a) 及び (b) は、第 35 条(1) の意味における周知商標としてパリ条約に基づいた保護が権利主張された商標には適用されない。

[(5) は、1997 年法律 No. 38 第 62 条により追加]

第 28 条 抹消の日付及び部分的抹消

(1) 登録簿への記入又は登録簿からの脱漏に関して登録官又は裁判所が発する如何なる命令も、次の何れかの日から効力を有するものとみなされる。

(a) 当該命令を求める申請の日、又は

(b) 登録官又は場合に応じて裁判所が当該命令を求める理由がこれより先の日存在していたと認める場合は、当該先の日

(2) 本法に基づいて、商標の登録に係る商品又はサービスの一部についてのみ商標登録の抹消の理由がある場合には、当該抹消は、当該商品又はサービスにのみ係わるものとする。

第 VII 部 登録及びその効果

第 29 条 登録

- (1) 商標の登録出願が受理され、所定の方法により公告された場合であって、
- (a) 出願に対して異議申立がなく異議申立の通知期間が満了したとき、又は
- (b) 出願に対して異議申立が行われたが出願が承認されたときは、
- 登録官は、登録出願の日付で商標を登録するものとし、かつ、当該日は、第 63 条の規定に従うことを条件として、本法の適用上登録の日とみなされる。ただし、出願受理後に気付いた事項を考慮した上で、商標が誤って受理されたと登録官が考える場合は、登録官は、当該受理を取り消し、当該出願が受理されなかったものとして手続することができる。
- (2) 登録官は、商標の登録に基づき、商標庁の印章で捺印した所定の方式による商標登録の証明書を出願人に交付する。

第 30 条 一定の商標は全体としてのみ譲渡及び移転できるように連合される

- (1) 登録商標又は登録出願に係る商標が、同一所有者の名義による他の登録商標又は登録出願に係る商標に極めて類似しているために、異なる者がそのような両商標をそれぞれが登録されている又は登録を予定されている商品又はサービスについて使用すれば欺瞞又は混同を生じさせる虞がある場合は、登録官は、いつでも、これらの商標を連合商標として登録簿に記入するよう要求することができる。
- (2) 商標及びその一部は、第 18 条(1)に基づいて同一所有者の名義で別個の商標として登録されている場合には、連合商標であるとみなされ、かつ、連合商標として登録される。
- (3) ある商標の、同一所有者の名義で登録されている他の商標との連合は、当該他の商標と連合しているすべての商標との連合であるとみなされる。
- [(3) は、1997 年法律 No. 38 第 63 条により差替]
- (4) 連合商標として登録されており又は本法に基づいて連合商標であるとみなされる商標は、一体でかつ分離しないでのみ譲渡又は移転できるが、他のすべての目的では、別個の商標として登録されたものとみなされる。
- (5) 登録官は、連合商標として登録されている 2 以上の商標の登録所有者によって所定の方法により行われる申請に基づき、当該商標がその登録に係る商品又はサービスの何れかについて他人により使用されたとしても欺瞞又は混同が生じる虞がないと納得する場合は、その何れに関しても連合関係を解消することができ、かつ、それに応じて登録簿を修正することができる。

第 31 条 ある連合商標又は実質的に同一の商標の使用と同等な他の商標の使用

- (1) 本法の規定に基づいてある登録商標の使用を何らかの目的で証明することが要求されるとき、登録官又は場合に応じて裁判所は、適切と認めるときは、証明を要求されている使用の証明と同等のものとして、連合登録商標又はその同一性に実質的な影響を及ぼさない付加若しくは変更を施した商標の使用の証明を受け入れることができる。
- (2) 本法の適用上、登録商標全体の使用は、その商標の一部であって第 18 条(1)に基づいて同一の所有者の名義で登録されている登録商標の使用であるともみなされる。

第 32 条 商標の特定の色彩への限定

(1) 商標は、その全体又は一部について、特定の 1 色又は数色に限定することができ、かつ、商標登録出願の場合、商標がそのように限定されているという事実は、商標が識別できるものであるか否かを決定する際に考慮される。

(2) 商標は、色彩を限定することなく登録されている場合は、すべての色彩について登録されているものとみなす。

第 VIII 部 侵害

第 33 条 侵害訴訟の停止条件としての登録

何人者も、本法に基づいて登録されていない商標に関して第 34 条に基づく訴訟手続を提起することができない。ただし、本法の如何なる規定も、コモンローにより他人に対して訴訟を提起する権利に影響を及ぼすものではない。

第 34 条 登録商標の侵害

(1) 商標登録により取得する権利は、次により侵害される。

(a) 商標が登録されている商品又はサービスについて、同一の標章又は欺瞞若しくは混同を生じさせる程に当該商標に類似する標章を許可なしで業として使用すること

(b) 商標が登録されている商品又はサービスに類似する商品又はサービスについて登録商標と同一又は類似の標章を許可なしで業として使用し、そのような使用により欺瞞又は混同を生じさせる虞があること

(c) 登録商標が共和国において周知であり、かつ、登録商標と同一又は類似の標章の使用が、混同又は欺瞞を生じさせないとしても、登録商標の顕著な特徴又は評判を不当に利用し又は害する虞がある場合に、何れかの商品又はサービスについて当該同一又は類似の標章を許可なしで業として使用すること。ただし、本号の規定は、第 70 条(2)にいう商標には適用されない。

(2) 登録商標は、次によっては侵害されない。

(a) ある者が自己の名称、自己の事業所の名称、自己の事業前任者の名称又は当該前任者の事業所の名称を善意に使用すること

(b) ある者が自己の商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価額、原産地その他の特徴又は商品の生産若しくはサービスの提供の方法若しくは時期についての善意の記述又は表示を使用すること

(c) 部品及び付属品を含む商品及びサービスの用途を表示することが相応である場合に、当該商品又はサービスについて商標を善意に使用すること

(d) 商標の所有者により又はその同意を得て商標が使用されている商品を共和国に輸入し又は頒布し、販売し若しくは販売の申出を行うこと

(e) 何人かが容器、形状、輪郭、色彩又は模様具体化されている実用的な特徴であって商標として登録されているものを善意で使用すること

(f) 登録簿に記入されている条件又は制限を考慮すれば登録の効果が及ばない商標を使用することであって、何れかの場所で販売され若しくは取り引きされる商品若しくは提供されるサービスに関して、又は何れかの市場に輸出される商品に関して何れかの方法で使用され、又はその他の方法で使用されるもの

(g) 同一の又は混同若しくは欺瞞を生じさせる程に類似する登録商標を使用すること

ただし、(a)は、商標の登録日の後に名称が登録された法人の名称には適用されない。

さらに、(a)、(b)又は(c)にいう使用が公正な慣行に合致していることを条件とする。

(3) 本法に基づいて登録された商標が侵害された場合は、管轄権を有する高等裁判所は、その所有者に次の救済を付与することができる。

(a) 差止命令

(b) すべての物から侵害に係る標章を除去する命令、及び侵害に係る標章を物から分離又は除去することができない場合は、すべてのそのような物を商標所有者に引き渡す命令

(c) 損害賠償。これには、登録出願の受理の公告後に行われた行為であって登録後に行われたとすれば登録により取得された権利の侵害になるであろうものに起因する損害賠償が含まれる。

(d) 損害賠償に代えて、所有者の選択により、当該商標の使用についてライセンスであれば支払うことになっていた筈の相応のロイヤルティ。この使用には、登録出願の受理の公告後に行われた使用であって登録後に行われたとすれば登録により取得された権利の侵害になるであろうものが含まれる。

[(d) は、1997 年法律 No. 38 第 64 条により差替]

[(3) は、1997 年法律 No. 38 第 64 条により改正]

(4) 裁判所は、本条に基づいて裁定する損害賠償又は相応のロイヤルティの額を決定する目的で、調査の実施を指示することができ、かつ、当該調査を実施するために適切と認める手順を定めることができる。

(5) 本条に基づいて訴訟手続を提起する者は、その前に、手続を提起する意図を登録簿に名称が記録されているすべての関係使用者に対し書面により通知しなければならず、かつ、このような登録使用者は、何れも、当該手続に参加し、侵害の結果としてこうむった損害の賠償を受けることができる。

第 35 条 パリ条約に基づく周知標章の保護

(1) 本法において周知標章としてパリ条約に基づく保護を受けることができる商標というときは、共和国において次の者の標章としてよく知られている標章をいう。

(a) 条約国の国民である者、又は

(b) 条約国に居住する者若しくは現実かつ真正の工業上の若しくは商業上の事業所を有する者。

この者が共和国において営業しているか又は営業権を有しているか否かは問わない。

(1A) (1) の適用上ある商標が共和国において周知のものであるか否かを決定するに当たっては、当該商標の普及活動の結果として得られた認識を含めて、関係分野における当該商標についての公衆の認識に相応の考慮を払わなければならない。

[(1A) は、1997 年法律 No. 38 第 65 条により挿入]

(2) 本法においてこのような標章の所有者というときは、しかるべく解釈する。

(3) 周知商標としてパリ条約に基づく保護を受けることができる商標の所有者は、その使用が欺瞞又は混同を生じさせる虞がある場合は、周知商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについての、周知商標の複製、模倣又は翻訳を構成し又は基本的部分とする商標の共和国における使用を抑制することができる。

(4) 第 10 条(8)に基づき、ある標章を商標として登録するために条約国の所轄当局又は国際機関の許可が要求される場合は、当該当局又は機関は、共和国において当該標章を許可なしに使用することを抑制することができる。

[(4) は、1997 年法律 No. 38 第 65 条により追加]

第 36 条 既得権の除外

(1) 本法の如何なる規定も、次の何れか早い方よりも先の日からある者又はその前権利者が継続して善意で使用してきた商品又はサービスについての商標であつてある登録商標と同一又は類似のものを当該人が使用することについて、当該登録商標の所有者が干渉し又は抑制することを認めるものではなく、また、(そのような使用が証明されるときは)第 14 条の規定に基づきこれらの商品又はサービスについて当該人の商標が登録されることに対して登録商標の所有者が異議を申し立てることを認めるものではない。

(a) 当該商品又はサービスについての当該所有者又はその前権利者による当該登録商標の使用

(b) 当該商品又はサービスについての当該所有者又はその前権利者の名義による当該登録商標の登録

(2) 本法の如何なる規定も、周知商標としてパリ条約に基づく保護を受けることができる商標の所有者が、ある者又はその前権利者が 1991 年 8 月 31 日又は当該所有者の商標が共和国においてパリ条約に基づく保護を受けられるようになった日の何れか早い方から継続して善意で使用してきた商品又はサービスについて当該周知商標の複製、模倣又は翻訳を構成し又は基本的部分とする商標の当該人による使用について干渉又は抑制することを認めるものではなく、また、(そのような使用が証明されるときは)第 14 条の規定に基づきこれらの商品又はサービスについて当該人の商標が登録されることに対して登録商標の所有者が異議を申し立てることを認めるものではない。

第 IX 部 登録の存続期間及び更新

第 37 条 登録の存続期間及び更新

- (1) 商標の登録は、10 年間存続し、本条の規定に基づいて適宜更新することができる。
- (2) 登録官は、登録商標の登録所有者が所定の方法により所定の期間内に行った申請に基づき、最初の登録又は場合に依りて登録の最終更新の満了日から 10 年間商標の登録を更新する。本条において前記の日は「最終登録の満了」という。ただし、第 63 条に基づいて行われた出願の場合、本項の適用上、最初の登録の日が商標庁への出願の日とみなされる。
- (3) 登録官は、商標の最終登録が満了する前の所定の時に、登録所有者に対し、満了の日、手数料納付に関する条件その他登録更新を受けられる条件についての通知を所定の方法によりその送達宛先に送付するものとし、かつ、所定の期間の満了時にこれらの条件が適正に遵守されていない場合は、登録官は、登録簿への回復に関して所定の条件があればそれに従うことを前提として、登録簿から当該商標を抹消することができる。
- (4) 更新手数料不納のために商標が登録簿から抹消された場合であっても、当該商標は、商標登録出願の目的で、最終登録の満了の日の後 1 年間は、既に登録簿に登録されている商標であるとみなされる。ただし、最終登録の満了の日の直前の 2 年間に、抹消された商標が善意で使用されていなかったと登録官が納得する場合は、本項の前記規定は効力を有さない。

第 X 部 許可を受けた使用及び登録使用者

第 38 条 許可を受けた使用及び登録使用者

- (1) 登録商標が、その所有者のライセンスを受けて所有者以外の者により使用される場合は、当該使用は、(2)の適用上、許可を受けた使用であるとみなされる。
- (2) (1)にいう許可を受けた商標の使用は、所有者による使用であるとみなされ、第 27 条の適用上又は本法若しくはコモンローに基づき当該使用が重要であるその他の目的では、所有者以外の者による使用であるとはみなされない。
- (3) 本条の規定に従うことを条件として、登録商標の所有者以外であって所有者のライセンスを受けて当該登録商標を使用する者は、当該商標が登録されている商品又はサービスのすべて又は一部について当該商標の登録使用者として登録することができる。
- (4) 当事者間に存続する合意に従うことを条件として、登録商標の登録使用者は、当該登録商標の所有者に対し侵害訴訟手続を提起するよう要求することができ、かつ、所有者がこのような要求を受けてから 2 月以内にこれを拒絶し又は怠る場合は、登録使用者は、所有者であるものとして自己の名義により、所有者を共同被告として、第 34 条にいう手続を提起することができるが、共同被告とされた所有者は、手続に出頭し参加しない限り、費用負担の責任を負わない。
- (5) 登録商標に関するすべての手続において、ある者の登録使用者としての登録は、当該人による登録商標の使用が(1)にいう許可を受けた使用であることの一応の証拠であるものとする。
- (6) ある者を商標の登録使用者として登録しようとする場合は、所有者は、所定の方法により次の事項を書面にして登録官に申請しなければならない。
- (a) 予定される登録使用者の名称及び宛先
 - (b) 所有者と予定される登録使用者との間に現存し又は予定される関係
 - (c) 当該人が商標の登録使用者として登録されようとしている商品又はサービス
- (7) 登録官は、(6)の要件が遵守された場合は、関係商品又はサービスについて、予定される登録使用者を登録使用者として登録する。
- (8) 第 24 条の規定を害することなく、登録使用者としてのある者の登録は、
- (a) 登録所有者、当該登録使用者又は当該商標のその他の登録使用者から所定の方法による書面での申請があった場合は、登録官がこれを取り消し又は変更することができる。
 - (b) 当該人が登録されている商標が譲渡され、かつ、第 40 条に基づいて当該譲渡の登録が申請された場合は、同条に基づいて登録された後の所有者が所定の方法により当該登録を取り消さないよう登録官に求め、かつ、(6) (b)にいう事項を登録官に提出しない限り、登録官はこれを取り消す。
- (9) 登録官は、商標が最早登録されていない商品又はサービスについて当該商標の登録使用者として登録されている者の登録をいつでも取り消すことができる。
- (10) 本条の規定は、廃止法に基づいて登録されたすべての商標に適用される。

第 XI 部 譲渡及び抵当権設定

第 39 条 譲渡及び移転に係る権限及び制限

(1) 登録簿に示される権利に従うことを条件として、登録商標は、それが登録されている商品又はサービスに係る事業の営業権と共に又はこれから分離して、譲渡し、移転させることができる。

(2) 登録商標は、これが登録されている商品又はサービスのすべて又は一部について譲渡し、移転させることができる。

(3) 登録商標の譲渡又は移転は、登録商標が担保に入れているときは担保証書に従わなければならない。

(4) 登録商標の譲渡又は移転の結果、共和国その他の場所において異なる者が商標を使用することが欺瞞又は混同の虞を生じることになる場合は、第 10 条(13)が適用される。

[(4) は 1997 年法律 No. 38 第 66 条により差替]

(5) (1) 及び (2) の規定に拘らず、また、(4) の規定に従うことを条件として、係属中の登録出願に係る商標が出願日の後に譲渡又は移転された場合は、登録官は、所定の方法による申請に基づきかつ必要と認める条件を付して、当該譲渡又は移転に基づいて当該商標に対する権利を有することとなった者が当該商標の登録出願人になり替わることを認めることができる。

(6) [(6) は、1997 年法律 No. 38 第 66 条により削除]

(7) 登録商標又は登録出願の主題である商標の譲渡は、それが書面によるものでかつ譲渡人又はその代理により署名されたものでなければ、効力を有さない。

第 40 条 譲渡及び移転の登録

(1) 譲渡又は移転により登録商標の権利者となる者は、自己の権原を登録するよう所定の様式により登録官に申請しなければならないが、かつ、登録官は、申請及び十分と認める権限の証拠を受領したとき、当該人を当該商標の所有者として登録し、譲渡又は移転の細目を登録簿に記入させる。

(2) (1) に基づいて譲渡又は移転を記入するための申請には当該譲渡又は移転が効力を生じた日を記載し、かつ、申請がこの日から 12 月より遅く行われる場合は、所定の罰金を支払わなければならない。

第 41 条 抵当権設定及び差押

(1) 登録商標は、担保証書により抵当に入れることができる。

(2) 登録商標は、南アフリカ最高裁判所トランスバール地方支部又はプレトリア地区治安判事裁判所の下での手続の適用上、管轄権を創設又は確認するためにこれを差し押さえることができ、また、これらの裁判所の命令に基づく強制執行においてこれを差し押さえて売却することができる。

(3) (a) 担保証書が所定の方法により登録官に提出された場合は、登録官はその旨を登録簿に裏書する。

(b) 当該裏書においては、担保証書を与えられた者の名称及び宛先並びに担保証書の内容及び期間を記録する。

(4) (3) の規定に基づいて行われた裏書に係る担保証書は、当該担保証書を与えられた者に対

する商標の質権の効果を有する。

(5) (3)に基づいて裏書が行われた担保証書に係る登録商標の譲渡又は移転は、担保証書を与えられた者の書面による同意がない限り、第40条に基づいて登録官がこれを登録してはならない。

(6) (3)に基づいて登録簿に裏書された担保証書により担保される債務又は義務が履行された場合は、何人も、(3)に基づいて行われた裏書を登録簿から抹消するよう登録官に対して所定の方法により申請することができる。

第 XII 部 証明商標及び団体商標

第 42 条 証明商標

(1) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価額、原産地その他の特徴又は商品の生産若しくはサービスの提供の方法若しくは時期についてある者が証明する商品又はサービスをそのように証明されない商品又はサービスから、取引の過程において識別することができる標章は、所定の方法による出願に基づき、当該人を所有者としての名義で前記証明に係る商品又はサービスについて証明商標として登録することができる。ただし、登録を求める商品又はサービスについて事業を営む者の名義でそのように標章を登録することはできない。

(2) 本条の規定に従うことを条件として、本法の規定は、別段の規定がない限り、かつ、適用することが可能な限りにおいて、証明商標に適用する。

第 43 条 団体商標

(1) 何れかの団体の構成員である者の商品又はサービスを当該団体の構成員でない者の商品又はサービスから取引の過程において識別することができる標章は、所定の方法による出願に基づき、かつ、本条の規定に従うことを条件として、最初に言及した商品又はサービスの所有者としての当該団体の名義で、当該商品又はサービスについて団体商標として登録することができる。

(2) 地理的名称その他の原産地表示は、団体商標として登録することができる。

(3) 本条の規定に従うことを条件として、本法の規定は、別段の規定がない限り、かつ、適用することが可能な限りにおいて、団体商標に適用する。

第 XIII 部 登録官の権限及び義務

第 44 条 手続地

本法に基づく登録官の下での手続は、登録官が商標庁において審理し、処理する。ただし、他の場所において手続をより便宜に又は適切に審理し、処理することができることを何れかの当事者が登録官に示した場合は、登録官は、当該他の場所において手続を審理し、処理することができる。

第 45 条 登録官の一般的権限

- (1) 登録官は、自己の下での手続に関し、最高裁判所トランスバール地方支部の下での民事訴訟において単独の裁判官が有する権限及び管轄権をすべて有する。
- (2) 何れかの手順について本法に規定がない場合は、登録官は、最高裁判所トランスバール地方支部における手順に適用される規則を適用する。
- (3) 本法により何人かが何らかの行為又は事柄をなすべき期間が定められている場合は、登録官は、当該人の申請に基づき、かつ、別段の明示の規定がない限り、当該期間の満了の前でも後でも、当該期間を延長することができる。
- (4) 登録官の下での何らかの手続の当事者が共和国に居住せず業務を営んでもいない場合は、登録官は、当該人に対し、手続の費用に係る保証金を供託するよう命じることができ、また、当該保証金が供託されないときは、申請又は場合に依り異議申立を却下することができる。

第 46 条 書類の補正を認める登録官の権限

- (1) 登録官は、商標登録の前はいつでも、費用その他について自己が公正と認める条件を付して、自己の下の何れかの申請又は手続に係る書類の補正を認めることができる。
- (2) 係属中の出願の主題である商標の権利が出願日の後に法人により取得された場合、登録官は、十分な理由が示されたときは、当該法人が出願日に存在していなかったとしても、登録出願人の名義を当該法人の名称に代えることにより出願を補正することを認めることができる。

第 47 条 裁量権を行使する際に出願人に聴聞を受ける機会を与える登録官の義務

本法により何らかの裁量権が登録官に与えられている場合は、登録官は、何人にも、その者に対して登録官自身又はその代理人により聴聞を受ける機会を与えることなく、その者に不利になるようにその権限を行使してはならない。

第 48 条 登録官が裁定する費用の賦課

登録官が裁定した費用は最高裁判所トランスバール地方支部の税務官により賦課され、その納付は、これが当該支部の裁判官により認められた費用である場合と同様の方法で執行することができる。

第 48A 条 条約国及び国際機関の記部の一覧

- (1) 登録官は、次の一覧を備えるものとする。
 - (a) 条約国のすべての国部及び公の記号及び印章

(b) 国際機関のすべての記部，名称及び名称の略称であって，パリ条約第 6 条の 3 に基づく共和国に対する通知によりパリ条約に基づいて保護されるもの

(2) (1)にいう一覧は，商標庁の就業時間中いつでも，公衆の閲覧に供される。

[第 48A 条は，1997 年法律 No. 38 第 67 条により挿入]

第 XIV 部 証拠

第 49 条 登録簿は一応の証拠となる

本法に基づいて備える登録簿は、本法により当該登録簿に記入することを指示され又は許可されるすべての事項の一応の証拠となるものとする。

第 50 条 登録官の証明書は一応の証拠となる

(1) 本法により登録官が実施する権限を有する記入、事項又は事柄についての登録官の署名があるとされる証明書は、行われた記入、その内容及び実施され又は実施されずに残されている事項若しくは事柄の一応の証拠であるものとする。

(2) 商標庁に備える商標に関する登録簿、帳簿又は書類の写し又は抜粋とされる印刷又は手書きによる写し又は抜粋であって、登録官により証明されかつ商標庁の印章により捺印されたものは、更なる証明又は原本の提出なしに、すべての裁判所及び手続において証拠として認められる。

第 51 条 登録は有効性の一応の証拠となる

登録商標に関するすべての法的手続(第 24 条に基づく申請を含む)において、ある者が当該商標の所有者として登録されている事実は、当該商標の原登録並びにその後に生じるすべての譲渡及び移転の有効性についての一応の証拠であるものとする。

[第 51 条は、1997 年法律 No. 38 第 68 条により差替]

第 52 条 有効性の証明

(1) 何れかの手続において商標登録の有効性が争われている場合、当該登録が有効であると認める裁判所は、その旨を証明することができる。

(2) その後の何れかの手続において当該登録の有効性に対する何れかの当事者による攻撃が不成功に終わった場合は、当該当事者は、裁判所が別段の指示を行わない限り、他方当事者に対し、当該登録に関係する限りにおいて代理人又は弁護士と依頼人との間に生じる費用、料金及び経費の全額を支払わなければならない。

第 XV 部 裁判所への上訴及び裁判所の権限

第 53 条 裁判所への付託及び上訴

(1) 登録官の決定又は命令により不利益を蒙った者は、(2)の規定を害することなく、当該決定又は命令の日から 3 月以内に、最高裁判所トランスバール地方支部に対して救済を求めることができ、同裁判所は、当該事項の実体的事項を審理し、一層の証拠を受領しかつ適切と認める命令を発出する権限を有する。

(2) 登録官の下での異議を申し立てられた手続の当事者は、当該手続の下での決定又は命令に対して最高裁判所トランスバール地方支部に上訴することができる。

(3) 最高裁判所トランスバール地方支部は、本法により付与される他の権限に加え、当該上訴に関して次を行うことができる。

(a) 司法上の要求に従い、上訴の対象となっている命令又は決定を確認し、変更し又は破棄すること

(b) 上訴について決定するために十分な証拠又は情報が記録から得られない場合、一層の証拠を集めること又は一層の情報を提示することに係る指示を付して、事件を登録官に差し戻すこと

(c) 同裁判所が必要であるか又は望ましいと認める追加の証拠を同裁判所に適宜提出するよう当事者の双方又は一方に命じること

(d) 当該事件の公正で、迅速かつできる限り安価な解決をもたらすようなその他の方策をとること

(e) 司法上の要求に従い、費用に関する命令を発出すること

(4) 登録官の決定又は命令に対する最高裁判所トランスバール地方支部への上訴は何れも、次の事項を除き、同支部の単独裁判官の民事に係る命令又は決定に対する同支部への上訴に係る法令に定める方法により記録され、遂行されなければならない。

(a) 同支部への上訴について許可は必要としないこと

(b) 上訴を記録する期間は、当該決定又は命令の日から 3 月とすること

(c) 上訴は、これが記録された日から 6 週間以内に遂行しなければならないこと

ただし、同支部は、十分な理由を示した申請に基づき、必要と認める上訴を記録し又は遂行するための期間の延長を許可することができる。

(5) 登録官の下での手続の当事者は、1959 年最高裁判所法(1959 年法律 No. 59)の適用上、民事手続の当事者であるとみなす。

(6) (5)に基づく最高裁判所上訴部への上訴は何れも 1959 年最高裁判所法が適用され、かつ、民事手続における同部への上訴に係る法令により定められる方法により記録及び遂行しなければならない。

第 54 条 登録証明書の提出を命じる権限

裁判所は、本法により付与されるその他の権限に加え、本法に基づく申請又は上訴について、何れの当事者に対しても、商標の登録証明書を裁判所又は登録官に提出するよう命じることができる。

第 55 条 裁判所への申請についての登録官への通知

何らかの行為を登録官が履行することに係る命令又は登録簿の記入に影響を及ぼす命令を求める申請を裁判所へ行う前に、申請人は、当該申請の審理の少なくとも 14 日前に所定の方法により登録官に通知しなければならない。ただし、登録官は、その裁量により、当該予告の権利を放棄し又はその時の状況において十分と認めるより短い予告期間を受け入れることができる。

第 56 条 登録簿の更正に係る手続への登録官の出頭

(1) 求められている救済が登録簿の変更又は更正を含む法的手続において、登録官は、出頭して審理を受ける権利を有し、かつ、裁判所による指示がある場合は出頭しなければならない。

(2) 裁判所による別段の指示がない場合は、登録官は、出頭して審理を受ける代わりに、自己が適切と認めるところにより、当該事件に関する自己の下での手続、自己が下した当該事件に影響を及ぼす決定の理由、同様の事件における商標庁の慣行又は当該案件に係る事項であって登録官として認識しているものの細目を記載し、署名した陳述書を裁判所に提出することができ、かつ、同陳述書は、当該手続において証拠の一部を構成するものとみなされる。

第 57 条 登録官の決定を審査する裁判所の権限

最高裁判所トランスバール地方支部は、本法に基づいて行われた登録官のすべての決定及び判断を審査する権限を有する。

第 58 条 上訴における裁判所の裁量権

登録官の決定に対する本法に基づく裁判所への上訴において、裁判所は、本法に基づいて登録官に付与されているのと同じ裁量権を行使する権限を有する。

第 59 条 裁判所又は登録官に申請する選択権を有する場合の手順

(1) 本法の何れかの規定に基づき、申請人が裁判所又は登録官の何れかに申請する選択権を有する場合において、

(a) 当該商標に関する手続が裁判所で係属しているときは、申請は裁判所に行わなければならない、

(b) その他の場合に申請が登録官に対して行われるときは、登録官は、手続段階の如何を問わず、当該申請を裁判所に付託し、又は、当事者を聴聞した上で、当事者間の問題について決定を下すことができる。

(2) 登録官は、第 21 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条又は第 38 条(8)にいう手続が登録官の下で係属している場合は、自己の裁量により、手続を裁判所に付託することができ、かつ、手続の全当事者の書面による申請があった時は、手続を裁判所に付託しなければならない。

第 XVI 部 違法行為

第 60 条 登録簿に関する詐欺に対する罰則

次の何れかを行う者は違法行為の責めを負い、有罪決定の場合は、罰金又は 12 月以下の拘禁を科される。

- (a) 本法に基づいて備える登録簿に虚偽の記入を行い又は行わせること
- (b) 当該登録簿の記入の写しであると偽って称する書面を作成し又は作成させること
- (c) 虚偽であることを知りつつ、当該記入又は写しを証拠として作成し若しくは提出し又は作成させ若しくは提出させること

第 61 条 登録官その他の職員を欺き又はこれらに影響を及ぼす目的で虚偽の陳述を行うことに対する罰則

虚偽であることを知りつつ、次の何れかの目的で虚偽の陳述又は表示を行う者は、違法行為の責めを負い、有罪決定の場合は、罰金又は 12 月以下の拘禁を科される。

- (a) 本法の規定の実行の中で登録官又は何れかの職員を欺くこと
- (b) 本法に関する何らかの事柄又は本法に基づく何らかの事項の実行又は不作為を引き起こし又は促すこと

第 62 条 商標を登録されたものとする虚偽の表示に対する罰則

(1) 次の何れかを行う者は違法行為の責めを負い、有罪決定の場合は、罰金又は 12 月以下の拘禁を科される。

- (a) 登録商標でない標章を、登録商標である旨表示すること
- (b) 登録商標の一部であって商標として別個に登録されていないものを、そのように登録されている旨表示すること
- (c) 登録商標の登録対象でない商品又はサービスについて、当該登録商標が登録されている旨表示すること、又は
- (d) 登録簿に記入された制限に鑑みて商標の登録が排他的使用の権利を生じさせない状況がある場合に、当該登録が当該排他的使用の権利を生じさせる旨表示すること

(2) 本条の適用上、共和国において商標について「登録済」の語、その省略形又は登録を意味するものと合理的に解される虞があるその他の語若しくは文字(R の記号を含む)を使用することは、登録簿における登録を意味するものとみなされる。ただし、次の何れかの場合はこの限りでない。

- (a) 当該語、省略形、文字又は記号が、これらが表現されている字体と少なくとも同じ大きさの字体で表現されている他の語であって共和国以外の国で当該登録が現に効力を有する国の法律に基づいて商標として登録されていることを表示するものと物理的に結合して使用されている場合
- (b) 当該語(「登録済」の語以外のもの)、省略形、文字又は記号がそれ自体で(a)にいう登録を意味することを表示するものである場合、又は
- (c) 当該語、省略形、文字又は記号が、共和国以外の国の法律に基づいて商標として登録されている標章について及び当該国に輸出される商品について使用される場合

第 XVII 部 国際取決

第 63 条 国際取決

(1) 大統領は、条約、取決又は約束を履行するために、官報における布告により、当該布告に記載する国又は国家群が、本法の規定のすべて又は一部の適用上、条約国である旨を宣言することができる。

(2) (1)の適用上、国際関係について他の国が責任を負うすべての領域は、(1)に基づく宣言の対象とすることができる国であるとみなされる。

(3) 条約国において商標登録を出願した者又はその法定代理人若しくは譲受人は、他の出願人に優先して、本法に基づいて当該商標の登録を受けることができ、かつ、当該登録は、当該条約国における最初の出願の日と同じ日付を有するものとする。ただし、このことは、次を条件とする。

(a) 当該条約国において出願が行われた日から 6 月以内に当該出願が行われ、かつ

(b) 本条の如何なる規定も、当該商標の所有者に対し、当該出願が所定の方法により現に最初に公告された日より前に生じた侵害について損害賠償を求める権利を与えるものではない。

(4) ある商標の登録について 2 以上の条約国において出願が行われている場合は、(1)にいう 6 月の期間は、これらの出願のうちで最も早いものが行われた日から起算するものとする。

(5) ある者が次の何れかに該当する出願により商標の保護を求める場合は、当該人は、本条の適用上、当該条約国において出願したものとみなす。

(a) 2 以上の条約国の間に存続する条約に基づいて、これらの条約国の何れか 1 国において適正に行われる出願と同等である出願、又は

(b) 何れかの条約国の法令に基づいて、当該条約国において適正に行われる出願と同等である出願

(6) 商標の登録は、出願できる期間として本条に定める期間中に当該商標が共和国において使用されているとの理由のみによっては無効とされない。

(7) 本条に基づく商標の登録出願は、本条に基づく通常の出願と同じ方法で行われなければならない。ただし、ある条約国における出願の証明が所定の方法により行われた場合はこの限りでない。

(8) (3)にいう優先権は、譲渡又はその他により移転させることができる。

第 XVIII 部 雑則

第 64 条 輸出貿易のための商標の使用

共和国から輸出される商品への共和国における商標の使用及び共和国から輸出される商品について共和国において行われるその他の行為であって共和国内で販売その他取引される商品について行われたとすれば共和国における商標の使用となるものは、本法又はコモンローに基づいて当該使用が重要な意味を有する目的での当該商品についての当該商標の使用になるものとみなされる。

第 65 条 行為の実行前又は書類の交付前の所定手数料の納付

本法に基づいて、何れかの申請、登録、事項又は書類に関して所定の手数料を納付すべき場合は、登録官は、これらに関して納付すべき手数料が納付されるまでは、当該行為を履行すること又は場合に依り当該書類を受領若しくは交付することを拒絶することができる。

第 66 条 送達宛先

(1) 申請人又は場合に依り異議申立人は、本法に基づくすべての申請又は異議申立通知とともに、送達宛先として共和国内の包括的な宛先(郵便受け又は私書箱の番号でないもの)を届け出なければならない。この宛先は、申請又は異議申立通知に係るすべての目的で、申請人又は場合に依り異議申立人の宛先であるとみなされ、かつ、申請又は異議申立通知に係るすべての書類は、申請人又は場合に依り異議申立人の送達宛先に届け又は送付することにより送達することができる。

(2) 本条に基づいて申請人が届け出た送達宛先は、申請に基づいて登録簿に行われる記入に関する手続の目的で、当該申請人の届出送達住所であるとみなす。

(3) 送達宛先は、所定の様式による登録官への通知により変更することができる。

第 67 条 期間の計算

(1) 何れかの行為から始まるものとして本法に定める期間は、当該行為の日の翌日に始まるものとして起算する。

(2) 本法に基づき、何れかの行為を行うことができ若しくは行わなければならないか、又は何れかの書類を提出することができる若しくは提出しなければならない最後の日が商標庁の非就業日に当たる場合は、商標庁の次の就業日に当該行為を行い又は当該文書を提出することができる。

第 68 条 行為無能力者

何人も、未成年、精神障害その他の行為無能力の理由により、本法により要求され又は許可される宣言を行い又は行為を行うことができない場合は、当該人の後見人、保佐人その他の法定代理人又は、これらの者がいないときは、当該行為無能力者若しくは当該宣言を行い若しくは当該行為を行うことに利害を有するその他の者のための請求に基づいて裁判所が任命する者が、当該行為無能力者の名義でかつこれの代理として当該宣言又は状況が許す限りこれに相応する宣言を行いかつ当該行為を行うことができ、また、当該代行者により行われたすべての行為は、本法の適用上、代行されている本人により行われたものとして有効である。

第 69 条 手数料，規則，様式及び商品の分類

(1) 大臣は，申請，登録，事項又は書類に関して登録官に納付すべき手数料の料金表を定めることができ，かつ，手数料は，定められたように納付しなければならない。

(2) また，大臣は，すべての事項(様式及び商品又はサービスの分類表を含む)に関する本法と矛盾しない規則であつて，定めることを本法が要求し若しくは認めるもの又は本法の規定を執行する上で若しくは本法により設立される商標庁に係る業務を遂行する上で必要若しくは便宜であるものを定めることができる。

(3) 当該料金表又は規則が法令に基づいて議会上程されから 30 日以内に，当該料金表の何れかの項目又は当該規則を否認する旨の決議を議会が行う場合は，当該項目又は規則は無効となる。ただし，これらに基づいて既に行われた事の有効性又は新たな料金表若しくは規則を定める権限が害されることはない。

第 70 条 経過規定

(1) 第 3 条の規定に従うことを条件として，かつ，本法に別段の明示の規定がある場合を除き，本法の施行時に存在する商標登録簿の商標に関する元の記入の有効性は，当該記入の日に効力を有する法令に基づいて決定する。

(2) 廃止法第 53 条の規定に基づいて有効に登録されている商標は，本法施行の日から，本法に基づいて登録されている商標であるとみなされる。ただし，本法施行の日から 10 年の間は，第 10 条(4)又は第 27 条の規定により登録簿から抹消されることはないものとする。

第 71 条 法律の廃止

次の法律は，これを廃止する。

(1) 1963 年商標法(1963 年法律 No. 62)

(2) 1971 年商標改正法(1971 年法律 No. 46)

(3) 1979 年商標改正法(1979 年法律 No. 37)

(4) 1986 年大統領権限義務移転法(1986 年法律 No. 97)第 1 附則中の「1963 年の 62」の語句並びにその向かいの語及び語句

(5) 1991 年商標改正法(1991 年法律 No. 65)

第 72 条 略称及び施行

本法は，1993 年商標法と称し，大統領が官報において布告により定める日に施行される。